

# 安衛法

# 選択式対策

この特集では、「労働安全衛生法」（以下、問題文以外は「安衛法」又は「法」と記載します。）を分野ごとに11単元に分け、1単元あたりA～Eの各5問の穴埋め問題で構成しています。選択肢はありませんが、いずれも重要条文のポイントとなる用語等を抜いています。何度も目を通すことで苦手意識を克服していただき、安衛法を選択式問題に慣れていただくことを目的としています。



社会保険労務士  
木田 麻弥  
(辰巳法律研究所)

## 1) 安衛法を選択式出題傾向

安衛法を選択式は2問出題されますが、労働基準法（以下「労基法」と記載します。）A～Cの3問とセットで1科目とされています。労基法を選択式は最高裁判例（以下「判例」と記載します。）の問題が最低でも1問、多い年だと3問全てが判例からの出題になることもあります。判例は抜かれる箇所によっては、問題の難易度がかなり高くなることが考えられますが、選択式の問1にくる労基法・安衛法は、比較的、救済されにくい傾向にありますので、D及びEにくる安衛法の2問で得点を稼がないと基準点に達しないという事態が想定されます。したがって、安衛法を選択式対策の学習は重要です。

最初に近年の選択式の出題傾向を見ていきましょう。下の表は、選択式での過去15年の出題箇所を入れ込んでいます。

### <過去15年における安衛法を選択式の出題箇所>

	区分	該当条文番号	出題数	出題割合
1	総則	第1条～第5条	6	20%
2	労働災害防止計画	第6条～第9条	0	0%
3	安全衛生管理体制	第10条～第19条の3	5	16%
4	労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	第20条～第36条	2	7%
5	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	第37条～第58条	3	10%
6	労働者の就業に当たっての措置	第59条～第63条	5	16%
7	健康の保持増進のための措置	第64条～第71条の4	8	27%
8	安全衛生改善計画、計画の届出、その他	第72条～第123条	1	3%

これを見てわかるように、「健康の保持増進のための措置」の出題割合が最も高く、次いで「総則」となっています。「健康の保持増進のための措置」には、「作業環境測定等」、「健康診断」、「健康診断実施後の措置」、「長時間にわたる労働に関する面接指導」、「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）等」が含まれますので、今回の特集でもできる限り多く取り上げています。それぞれ主要な法令を取り上げていますので、目を通したあとはその周辺についてもテキスト等で確認してみてください。

## 2 選択式（穴埋め形式）の問題演習

それでは問題に目を通していきましょう。単元ごとに1ページでまとめています。選択肢はありませんので、穴埋めの箇所は重要かつ出来る限りシンプルな用語を中心に抜いています。問題の途中に時折、＜ポイント解説＞をはさみ、解答は一番下に記載しています。

### 1 総則（目的、定義）

- 1 労働安全衛生法第1条は、[A]と相まって、労働災害の防止のための[B]の確立、責任体制の明確化及び[C]の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と[D]を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とすると規定している。

#### ポイント解説

- ・ Aについては、安衛法は形式的には労基法から分離独立したものとなっていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものですから、安衛法1条、労基法42条等の規定により、**安衛法と労働条件の一般法である労基法とは一体としての関係に立つもの**とされています。
- ・ Dについては、「労働者の安全と健康を確保」となります。労働安全衛生法なので、つい「安全と衛生」と入れてしまわないよう注意してください。
- ・ **目的条文は、どこが抜かれても入れられるよう、何度も読み込んで**おいてください。「危害防止基準」、「快適な職場環境」は以前の選択式でも出題されています。

- 2 労働安全衛生法第2条第1号によると、労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業[E]その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

#### ポイント解説

- ・ **労働災害に該当するには、①労働者であること、②業務に起因すること、③労働者の人体に被害を被ったことの要件を満たす**必要があります。安衛法における労働災害とは、いわゆる産業災害よりも一般的に範囲は狭く、**労働者の生命・身体に係る損害に限定され、単なる物的損害は含みません**。解答は作業「行動」となりますが、「環境」、「方法」、「内容」などの選択肢が用意されていたとしても、間違わないようにしてください。

- [A] ➔ 労働基準法（法1条）  
[B] ➔ 危害防止基準（法1条）  
[C] ➔ 自主的活動（法1条）  
[D] ➔ 健康（法1条）  
[E] ➔ 行動（法2条1号）